

関島事務所便り

労働保険・社会保険・労務管理・許認可申請

〒125 - 0041 東京都葛飾区東金町 2 - 7 - 1 3
電話 : 03 - 3609 - 7668
FAX : 03 - 3609 - 0404
e-mail: sekijima4@ybb.ne.jp



2006年11月号

若年者を取りまく厳しい雇用環境

◆若年者の高失業率

先ごろ発表された平成 18 年度版国民生活白書は、「多様な可能性に挑める社会に向けて」をテーマに掲げ、若年者、女性、高齢者の働き方に関する“再挑戦”に焦点を当てています。

特に、若年者の失業率は平成 15 年のピーク時からやや好転したものの、他の年齢層に比べると著しく高く、大きな社会問題となっています。定期収入が得にくいなどといった問題を抱える若年者も少なくありません。

◆正社員の減少、非正社員の増加

若年者が労働条件に不満を持つ背景には、大卒・高卒ともにパート・アルバイトでの採用割合が増えていることがあります。大卒直後の正社員採用比率は、1992 年に 88.6%であったものが、2002 年には 66.7%にまで下降しました。

若年者の多くは、正社員として働く意欲がないためにフリーターやニートになっているわけではないという指摘もあります。景気の悪化により、企業は新卒者の正社員採用を抑制せざるを得なくなり、人件費が安くて雇用調整をしやすい非正社員採用の需要が増えたことが、非正社員の増加に影響しているようです。

◆若年者の適職探しを阻む「壁」

国民生活白書によれば、30%程度の企業が若年者のフリーター経験をマイナスに見ており、その理由として、「根気が無くいつ辞めるかわからない」「責任感がない」などといったことを挙げています。

また、日本では、「新卒一括採用」の慣行が根強くあります。そのため、専門能力や職務経験の蓄積が問われる中途採用市場では、若年既卒者は不利にならざるを得ません。企業側の意識や慣行が、若年者の適職探しを阻む壁の 1 つになっています。

◆国の強力な指導・援助が必要なとき

現在の状況では、新卒時に学校経由の就職に失敗して正社員になれなかった若年者の再チャレンジは、難しいのが現実です。しかし、新卒時の社会の境遇で人生の明暗が分かれることは見過ごしにできません。

派遣社員の社員化など国の雇用政策・社会保険政策など企業に対する強力な指導・援助が必要な時といえましょう。

離婚すれば遺族年金はもらえない

◆離婚分割の内容

2007年4月より実施される年金分割制度の分割割合は夫婦の話し合いまたは裁判で決められます。2008年4月以降は、強制的に折半にされ、社会保険庁からそれぞれに直接送金されます。

ここで、強制的に折半にされるのは、あくまで結婚期間のうち報酬比例部分の年金額であって、夫の受給する年金総額の半分ではありません。

◆平均して男性は女性より7年早く死ぬ

この年金分割制度は、年金額が少ないことを理由に離婚をためらう女性の声に応えたものといえましょう。一方、政府にとってみれば離婚してもらった方が全体として年金給付額が少なくすむという利点もあります。

平成16年度の平均寿命は男78.6歳、女85.6歳になっており、男性は女性より平均して7年早く亡くなることになっています。

◆離婚すると寡婦加算はもらえない

夫が亡くなった時妻に支給される遺族厚生年

金は、遺族厚生年金額が夫の報酬比例部分の4分の3のほか、夫が亡くなった時に妻の年齢が65歳未満なら59万4200円の中高年寡婦加算がつきます。妻が65歳になると老齢基礎年金が支給されることにともないこの寡婦加算は、経過の寡婦加算になります。また、妻が65歳以上になって夫が死亡したとき、夫の遺族厚生年金には経過の寡婦加算がつきます。

離婚した場合、遺族厚生年金は勿論、中高年寡婦加算または経過の寡婦加算は支給されません。

中高年寡婦加算（65歳前59万4200円）または経過の寡婦加算（65歳以降）が支給される妻

- ①夫が在職中に死亡したとき
- ②退職後の死亡のときは、初診日が在職中にあつて初診日より5年以内に死亡したとき
- ③障害年金1級、2級の状態にある夫が死亡したとき
- ④厚生年金を20年以上かけている夫が死亡したとき

65歳以上の妻（寡婦）に支給される経過の寡婦加算

妻の生年月日	調整率	加算額	妻の生年月日	調整率	加算額
S 2.4.1以前	0	594,200	S 17.4.1以前	480分の180	297,200
S 3.4.1 "	312分の12	563,700	S 18.4.1 "	480分の192	277,400
S 4.4.1 "	324分の24	535,500	S 19.4.1 "	480分の204	257,600
S 5.4.1 "	336分の36	509,300	S 20.4.1 "	480分の216	237,800
S 6.4.1 "	348分の48	484,900	S 21.4.1 "	480分の228	218,000
S 7.4.1 "	360分の60	462,200	S 22.4.1 "	480分の240	198,200
S 8.4.1 "	372分の72	440,900	S 23.4.1 "	480分の252	178,300
S 9.4.1 "	384分の84	420,900	S 24.4.1 "	480分の264	158,500
S 10.4.1 "	396分の96	402,200	S 25.4.1 "	480分の276	138,700
S 11.4.1 "	408分の108	384,500	S 26.4.1 "	480分の288	118,900
S 12.4.1 "	420分の120	367,900	S 27.4.1 "	480分の300	99,100
S 13.4.1 "	432分の132	352,200	S 28.4.1 "	480分の312	79,300
S 14.4.1 "	444分の144	337,300	S 29.4.1 "	480分の324	59,500
S 15.4.1 "	456分の156	323,200	S 30.4.1 "	480分の336	39,700
S 16.4.1 "	468分の168	309,900	S 31.4.1 "	480分の348	19,900

失業等給付を不正受給したときは

3倍の金額を返還

質問

雇用保険の失業等給付を不正に受けた場合、制裁が厳しいと聞きます。具体的にはどのような制裁がなされるのでしょうか。

答

偽りその他不正の行為により失業等給付の支給を受け、または受けようとした者については、不正の行為の日以後すべての失業等給付の支給が停止されます。そして、不正受給による失業等給付について返還命令および納付命令の制裁措置が行われます。

1 支給停止処分について

偽りその他不正の行為により失業等給付の支給を受けまたは受けようとした者については、当該給付の支給を受けまたは受けようとした日以後すべての失業等給付の支給は行われなくなります。

例えば、基本手当について不正受給があれば、その日以後の基本手当はもちろん、技能習得手当や就職促進手当についても支給が行われません。ただし、上記の例外として、その不正受給を行ったことについてやむを得ない事情があると認められる場合には、支給停止とされるべき失業等給付の全部または一部を支給することができるかとされています。これを宥恕（ゆうじょ）といいます。

なお、不正受給の日以後、新たに受給資格を取得した場合は、その新たな受給資格に基づく失業等給付の支給が受けられます。

2 返還命令処分について

公共職業安定所長は、不正に失業等給付を受給した者に対して、すでに支給した失業等給付の全部または一部の返還を命ずることができることとされています。この場合、不正受給が事業主や職業紹介事業者等の虚偽の届出、報告または証明によるものであるときは、その事業主や職業紹介事業者等も連帯して返還を命ぜられることがあります。

3 納付命令処分について

悪質な不正受給者に対しては、不正に受給した額を返還させるとともに、さらにその不正に受給し額の2倍に相当する額以下の金額を納付すべきことを命ずることができることとされています。したがって、2の返還命令処分と併せると、不正に受給した額の最大3倍の金額を返還しなければならないこととなります。

納付命令処分についても、一定の場合において、事業主や職業紹介事業者等にも連帯して納付を命ずることができるのは、返還命令処分の場合と同様です。

4 その他

さらに、不正に受給した日以後、全額を返還納付し終わるまで、年率5%の延滞金が課されます。なお、これらの返納を怠った場合には、財産の差押えが行われる場合があります。また、悪質な不正受給者については、詐欺罪等で刑法上の罰が加えられることもあります。



トピックス

◆アクセス記録で過労証明 死亡男性の労災認定

共同通信によると、電車内で倒れ死亡した東京都内の男性＝当時（42）＝について、八王子労働基準監督署がパソコンの接続記録を基に長時間労働を認め、労災認定していたことが21日分かった。遺族の代理人の弁護士が明らかにした。弁護士によると、男性は大手事務機器メーカーの課長だった昨年6月、東京都千代田区から八王子市内の事業所に向かう途中、JR中央線の電車内で倒れ、5日後に虚血性心疾患で死亡した。男性の労働時間を証明する資料を会社側が示さなかったため、遺族側は東京地裁八王子支部に労働時間についての証拠保全を申請。これが認められ、男性がパソコンで同社のコンピューターサーバーにアクセスした時間やメールの送信時間、文書ファイルの更新時間などが判明したという。この結果、男性の死亡前3カ月間の平均時間外労働が1カ月当たり86時間だったことが証明され、労災と認められた。（10月21日）

◆年金手帳等の添付が不要に

10月1日から、社会保険の資格取得届等の届書（従業員の採用に係る健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届、従業員の氏名変更に係る健康保険・厚生年金保険被保険者氏名変更（訂正）届など）について、事業主が届書に基礎年金番号や氏名などが正しく記入されているかどうか年金手帳等と照合・確認することにより、年金手帳等の添付が不要になった。

ただし、氏名変更届については、事業主において、年金手帳等に変更後の氏名を記入することになった。

◆民間給与が8年連続でダウン 平均給与は437万円

民間企業に勤める人が2005年の1年間に得た平均給与は、前年より2万円減少し、8年連続ダウンとなったことが、国税庁の民間給与実態統計調査でわかった。

1年間を通じて勤務した給与所得者数は4,494万人（対前年比0.9%、41万人増）で、その平均給与は437万円（対前年比0.5%、2万円減）となった。

男女別にみると、給与所得者数は男性2,774万人（対前年比0.8%、22万人増）、女性1,720万人（対前年比1.1%、19万人増）で、その平均給与は男性538万円（対前年比0.5%、3万円減）、女性273万円（対前年比0.3%、1万円減）となった。

給与所得者の給与階級別分布をみると、男性では年間給与額300万円超400万円以下の者が494万人（構成比17.8%）、女性では100万円超200万円以下の者が449万人（構成比26.1%）と、最も多くなった。

◆外国人研修・技能実習制度 「悪用」企業の罰則を強化

厚生労働省は、製造現場などで過酷な長時間労働を課すなど、外国人の研修・技能実習制度のルールを遵守しない企業に対して、罰則を強化する方針を示した。不正行為が発覚した場合、現在は3年となっている研修生等の受け入れ停止期間を5年に引き上げる。年内にも有識者等の意見を集約して見直し案を示す。（10月18日）

